

## 「寺院振興金庫貸付申請書」記載の注意事項（従たる事務所の設置）

寺院振興金庫設置規程第4条に基づき、国内開教が必要とされる地域において、寺院及び非法人教会の新たな寺院活動を目的とした従たる事務所を設置する場合に貸付制度を利用することが出来る。

- 申請者 従たる事務所を設置しようとする寺院の代表役員（非法人教会の場合は主管）
- 貸付額 1口100万円 10口以下
- 貸付期間 10年以内
- 貸付利息 貸付金額に、貸付年度当初の4月1日現在の、日本銀行が定めた公定歩合（基準割引率および基準貸付利率）に、0.5%を加算した数を乗じた額
- 返済方法 元利均等返済方式<貸付総額並びに返済年数により算出>
- 延滞利息 貸付利率に10%を加えて、日割計算による
- 特記事項 特別な事由があると認められた場合、貸付当初の1年間返済を据え置くことができる
- 貸付申請書添付書類
  - ① 活動計画書
  - ② 活動現地の状況調査書
  - ③ 活動に際しての抱負
  - ④ 基本財産状況並びに資金計画書
  - ⑤ 前年度の決算書及び当該年度の予算書（新たに活動を開始する場合は初年度予算書を提出）
  - ⑥ 責任役員会議事録(議決書)並びに門徒総代同意書、非法人教会の場合は門徒総代同意書及び議決機関のある場合は該機関の議事録
  - ⑦ 連帯保証書  
申請者が寺院であって貸付額が5口以下の場合は代表役員が指名する門徒総代2人以上。  
5口を超える場合は代表役員を除く責任役員全員及び門徒総代2人以上。  
なお、非法人教会の場合は、「代表役員」を「管理者」、「代表役員を除く責任役員全員」を「寺族代表者」と読み替えるものとする。
  - ⑧ その他必要な書類
    - 法人の登記簿謄本[代表者証明]・法人の印鑑登録証明書
    - 連帯保証人の印鑑登録証明書・住民票（上記⑦の署名・押印者全員のもの）
    - 当該土地並びに建物の登記簿謄本・売買契約書
    - 建物を建築した場合は、建築請負契約書・建築図面[平面・立面図]
    - 現地、建物、荘厳など概況を説明できる写真
    - 金融機関等からの借入がある場合は、金銭貸借契約書
    - 借換に伴う金融機関等よりの弁済金受領書（受渡終了後、提出）
    - 従たる事務所の設置予算収支明細書
    - 誓約書

※上記各契約書は写しを提出のこと。尚、未契約の場合は見積書を提出し、契約後、契約書（写）を提出すること

以上